淀川水系流域委員会 第 72 回委員会 (H20. 2. 11) 報告資料 1

□第71回委員会(H20.1.29開催)以降の会議開催経過について

種類	□	開催日	時間	場所	議題次第	頁
運営会議	第 92 回	2008.1.24	10:00~ 12:00	メルパルク	1)今後の委員会の審議内容について 2)その他	P2
委員会	第 71 回	2008.1.29	13:30~ 17:30	みやこめっせ	1)丹生ダムについての総括的審議 2)川上ダムについての総括的審議 3)その他(今後の審議予定について)	Р3

淀川水系流域委員会 第 92 回運営会議 (2008. 1. 24 開催) 結果報告

2008.2.1 庶務発信

開催日時 | 2008年1月24日 (木) 10:00~11:20

場所

メルパルク京都 4F 研修室 2

参加者数 □ 委員 4 名 河川管理者 2 名 一般傍聴者 2 名

1.報告の概要:庶務より前回運営会議以降の経過報告がなされた。

2. 審議概要および決定事項

次回委員会および今後の審議の進め方等について審議がなされた。決定事項と主な意見は以下の通り (例示)。

①第71回委員会の進め方について

第71回委員会の審議内容が以下のように決定した。

- ・第71回委員会: 丹生ダムおよび川上ダムに関する総括的な審議
- ・高時川・姉川における洪水対策の必要性・緊急性について、河川管理者の考え方を説明すべきであり、洪水対策として丹生ダム建設を原案に位置づけるのであれば、環境への影響を考慮した上でダムが最良策だとする説明が必要である(委員長)。
 - →第71回委員会の審議の中で説明させていただく(河川管理者)。
- ・傍聴者発言に関して、今回は各審議の最後にそれぞれ発言時間を設ける(委員長)。

②2月以降の委員会の進め方について

- 2月の委員会の審議内容が以下のように決定し、第71回委員会にて諮ることが決定した。
 - ・第72回(08/2/11)・・・淀川水系河川整備計画原案に関する総括的な審議 その1
 - ・第73回(08/2/20)・・・淀川水系河川整備計画原案に関する総括的な審議 その2
- 3月の委員会の審議内容については第72回及び第73回委員会の審議を踏まえた上で決定することとする。
- ・第72回及び第73回の委員会において河川整備計画原案に関する総括的な審議ができればと考えている(委員長)。
 - →これまでは治水、利水の議論が中心であったため、環境や利用、川と人とのつながりといった部分が審議テーマとして必要なのではないか。
 - →具体的な整備内容についての審議も必要になるのではないか。

③その他

○原案に対する質問の受付方法について

第 70 回委員会において募集した質問を最後に、委員会での原案に対する質問受付は終了することが決定した。今後質問がある場合は、従来からやられているように河川管理者へ直接提出してもらうこととなった。

○運営会議の開催について

- 3月以降の委員会の進め方に関する審議のため、運営会議を下記の日程で調整することとする。
 - ・第93回運営会議 候補日・・・2/21(木)午前、2/21(木)17時以降、2/25日(月)午前

(以上)

※運営会議の結果報告は、主な決定事項等の会議結果をお知らせするために庶務から発信させて頂くものです。

淀川水系流域委員会 第71回委員会 (2008.1.29 開催) 結果報告

2008. 2. 4 庶務発信

開催日時 | 2008年1月29日(火)13:30~19:05

場 所 みやこめっせ B1階 第一展示場 A面

参加者数 | 委員 16 名、河川管理者(指定席) 20 名、一般傍聴者(マスコミ含む) 223 名

1. 決定事項

- ・ダムに関する審議は終了し、2月の委員会では「原案」の総括審議を行う(論点は審議資料3の通り)。 代表委員より各論点について意見発表をしてもらい審議を行う。代表委員は運営会議メンバーで決定する。
- ・今後は、従来どおり、委員会への質問は庶務に提出し、河川管理者への質問は河川管理者に提出する。
- 2.報告事項:庶務より、報告資料1を用いて第70回委員会以降の会議開催経過について報告がなされた。

3. 審議の概要

1) 丹生ダムについての総括的審議

河川管理者より、審議資料 1-4「丹生ダム建設事業について」の説明がなされた後、審議がなされた。 主な意見は以下の通り(例示)。

〇姉川・高時川の治水対策について

- ・丹生ダムの代替案の検討では「治水安全度 1/100」という高いレベルで検討されているが、他の河川 と同様に「戦後最大洪水」で検討すべきではないか。
 - →「戦後最大洪水」を対象に検討した結果、「丹生ダム+河道改修」が最も有効であるという説明 を行っている(H18/9/12 丹生ダム現地視察 資料集) (河川管理者)。
- ・2年前に示された「5ダムの方針」では、高時川と姉川は非常に危険なので、時間やコストのかかる平地河 川化案や放水路案ではなく、即効性のある丹生ダム、河道内樹木の伐採、高水敷掘削が必要だという説明 がなされた。河川管理者は2年間で河道内樹木伐採や高水敷掘削をどの程度実施したのか(委員長)。
 - →滋賀県ができる範囲内で樹木伐採と河道掘削を行っている(河川管理者)。
 - →現地を見た限り、進んでいない。滋賀県の予算は数百万円単位しかない。滋賀県の管轄下とは言え、河川管理者も進捗状況を把握しておかなければならない。
 - →高時川・姉川が危険であるにもかかわらず、この2年間、ほとんど何もなされていない。河川管理 者は「丹生ダムが必要」という説明をするだけで、地元の方々の人命を考えていない(委員長)。

〇異常渇水対策について

- ・大川の維持流量カットが実施できないのは「昭和 59 年の維持流量カットの際に長期的な影響調査をしていないから」という説明だが、他に理由があるのか。また、寝屋川の水質は改善されているが、昭和 59 年と同等の維持流量が必要なのか。
 - →昭和59年の渇水時に調査をしておらず、長期にわたる維持流量削減の影響(水質悪化、河川環境への影響等)が予測できない。このため、維持流量削減を前提とした計画にはできない(河川管理者)。
 - →丹生ダムA案・B案ともに、維持流量を削減しなければ、BSL-1.5mを遙かに下回る。河川管理者の説明には同意できない。
- ・戦後最大規模の異常渇水では、時間断水が生じても仕方がない。対策を考えるのであれば、異常渇水 対策容量の確保ではなく、節水対策等を検討するのが妥当だ。

〇自然環境対策について

- ・流水型ダムにするのであれば、自然への影響が最小になるようなダムを考えて頂きたい。また、ダム 容量は大きい方がよい。二山洪水への対応や放水口の取り付け等、技術的な検討を行う必要もある。
- ・琵琶湖の溶存酸素量は、高時川の融雪水ではなく、全層循環が影響しているという点は河川管理者の 調査結果である程度は納得できたが、生物学的な影響はよくわかっていない。委員会としては「どれ だけ調査してもわからないことがある」という点を考えていかなければならない。
- ・高時川はすでに疲弊しており(瀬切れ、礫の減少等)、疎通性の確保が重要だ。
- ・姉川ダムの自然環境への影響を調査して参考にすべきだ。

○河川管理者の丹生ダムに関する説明責任について

- ・高時川・姉川の洪水対策には緊急性があるにも関わらず、他の洪水対策を行わず、これから $2\sim3$ 年かけてダム形式を検討するという河川管理者の考え方には疑義がある(委員長)。
- ・異常気象や異常流況(集中豪雨、渇水、地球温暖化等)に対応できるよう、柔軟に検討した方がよい。
- ・異常渇水対策の必要性はない。もしやるとしてもダム以外の方法がある。十分な説明がなされていない。
- ・異常渇水対策については、これ以上、河川管理者と議論できないだろう。あとは委員会が判断するだけだ。治水上のダムの必要性については釈然としない。
- ・丹生ダムの治水上の必要性は理解できた。異常渇水対策は説明不足で、自治体も納得できないだろう。
- ・洪水対策としての丹生ダムの必要性に納得できた委員は2名で、他の委員は「疑義がある」「釈然としない」といった意見だった。異常渇水対策については出席委員全員から「説明不足」「これ以上は議論ができない」「納得できない」といった意見が出された。現時点での委員会の考えとしたい(委員長)。

〇一般傍聴者からの意見聴取

・丹生ダムについて、一般からの意見聴取がなされ、7名から「ダム建設と自然環境に関する環境庁の考え」

を聞くべき」「高時川の整備計画ができていないため、国の補助金が付かず、県の予算もつかない。結論を早く出して欲しい」「丹生ダムの目的は高時川の治水のみ。滋賀県は費用を負担する覚悟があるのか」「丹生ダムB案の説明が不足している。審議して頂きたい」「高時川の堤防補強と樹木伐採を優先すべき」「ダムの管理費や減価償却、環境コストまで含めた上で代替案と比較すべき」といった意見が出された(例示)。

2) 川上ダムについての総括的審議

委員より、審議資料 2-1「川上ダムと上野遊水地ついて」の説明がなされた後、審議がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

〇治水ついて

- ・越流堤が最大限の効果を発揮するように、越流堤の諸元をさらに検討すべきだ。
- ・流域トータルの治水対策が必要。川上ダムは有効であり、他の治水対策に比べて、経済的だ。
- ・川上ダムは戦後最大洪水において水位低下効果(八幡地点で200m3/s カット)があるが、これは計算誤差の範囲ではないか(土砂混入率2%分は誤差範囲として無視されているし、岩倉峡 HQ 曲線も変更された)。 また、八幡地点 HWL+16cm は極めて危険で川上ダムが必要だと説明しておきながら、ダム整備後でも依然として HWL を超えている。これで、河川管理者は川上ダムの必要性を説明できているのか(委員長)。
 - →「土砂混入率 2%」については、実際の洪水のデータを元に計算しているため、土砂も含まれている。「ダム整備後でも HWL を越えている」という点については、超過洪水も合わせて相対的な比較するため、通常、河道計画の時に用いる水位計算とは異なる氾濫解析(不定流計算)を行ったために HWL を越えている。流下能力を判定するために戦後最大洪水を対象として行った不等流計算では HWL を下回っている(第 69 回委員会審議資料 1-4P11) (河川管理者)。
 - →大洪水になれば土砂も増える。たかが知れた昭和 57 年洪水の観測値をもって「大洪水時の土砂も踏まえている」という説明は嘘だ。また、洪水が起きれば氾濫する以上、不定流モデルで議論すべき。戦後最大洪水で氾濫が起きれば、川上ダムがあっても HWL を越えるというのが計算結果だ(委員長)。
 - →流域全体の計画安全度とそこに達するまでの安全度は違う。長期的な計画から考える必要がある。
 - →工事実施基本計画から見ればダムが必要ということであれば、整備計画を議論する必要がなくなる。将来的にダムが必要だとしても「なぜ今なのか」という河川管理者の川上ダムの必要性に関する説明に疑問を感じている。これでは緊急性という点で住民の理解が得られない(委員長)。

〇利水について

- ・河川管理者は、伊賀市長の意向(一番安価な方法を。ダムにこだわらない)を河川管理者は知っていたのか。河川管理者は積極的に意見を聞かなければならない。
 - →伊賀市の意見をお聞きした上で原案を立案している(河川管理者)。
- ・伊賀市と大阪市との水利権転用については、河川管理者が退路を敷けば、大阪市も考えるのではないか(審議資料 2-5 P103)。水需要管理を推進していくなら、河川管理者は任務として取り組むべき。

○環境について

- ・河川管理者の説明責任は十分に果たされていない。川上ダムの水質予測に必要な項目が取り上げられていない。生物に対する藻類等の影響についても説明が不十分。ダム下流で何が起きるか、判断できない。
- ・「次世代に自然遺産として残したいかどうか」といった地元の方々の思いを調査して欲しい。

〇一般傍聴者からの意見聴取

- ・川上ダムについて、一般からの意見聴取がなされ、10名から「川上ダム自然環境保全委員会の議事録を公開すべき」「高山ダムで洪水期制限水位時に毎年少しずつ掘削すればアセットマネジメントは可能(参考資料1参照)」「木津川ダム群を有効に使えば下流の治水対策は不要。上野地区の浸水も遊水地で対応できる」「伊賀市長の声を無視してダム計画を進めないで欲しい」「河川管理者は大阪市と伊賀市の水利調整を行って頂きたい」「岩倉峡の流下能力は少なくとも4300m3/s以上あり、計画規模洪水でも氾濫は起きない。伊賀市の利水は木津川からの取水で対応できる。高山ダムに排砂トンネルを設ければアセットマネジメントは可能(参考資料1参照)」「下流の治水対策として河道の掘削量を綿密に計算すべき。委員会には、高めの岩倉地点 HQ 曲線を考慮して審議を進めて欲しい」といった意見が出された(例示)。
- 3) その他: 今後の委員会の進め方について審議がなされ、「1. 決定事項」の通りに決定した。

3. 一般傍聴者からの意見聴取

・8名から発言がなされ、「20年前に工事に着手した丹生ダムは、地元にとっては継続事業だ。自然は人との関わりの中で守られてきたという点も検討して欲しい」「整備内容シートの今後の取り扱いについて明確にすべき」「天ヶ瀬ダム再開発に関連して京都府と大阪市の水利権交換について検討して頂きたい」「天ヶ瀬ダム 1500m3/s 放流の必要性、宇治川残留域 240m3/s の根拠、堤防の耐震対策について審議して欲しい」「平成 6年と同じ取水制限を行えば、異常渇水でも、琵琶湖水位は BSL-1.5m を少し下回るが、断水は発生しない(参考資料 1 参照)」「後期放流時の宇治地区の危険性について審議して頂きたい」といった意見が出された(例示)。

以上